

審査基準及び標準処理期間

所属名	障害者支援課
内線番号	4599

No.	項目	内容
①	処分名	京都府心身障害者扶養共済制度 弔慰金の支給決定に係る処分
②	法令名	京都府心身障害者扶養共済条例
③	法令番号	昭和46年条例第8号
④	根拠条項	第15条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第15条 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、規則の定めるところにより、当該加入者であつた者(当該加入者であつた者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者の遺族)に弔慰金を支給する。ただし、その死亡の日の属する月まで継続して加入者であつた期間(次項において「加入期間」という。)が1年に満たないときは、この限りでない。
⑦	審査基準	京都府心身障害者扶養共済条例第15条第1項(弔慰金)
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	独立行政法人福祉医療機構
⑩	標準処理期間	60日
	経由機関	30日
	協議機関	20日
	当該処分機関	10日
⑫	問合せ	障害者支援課(075-414-4599)
⑬	備考	心身障害者扶養保険約款(第10条) 京都府HP < http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000380001.html >